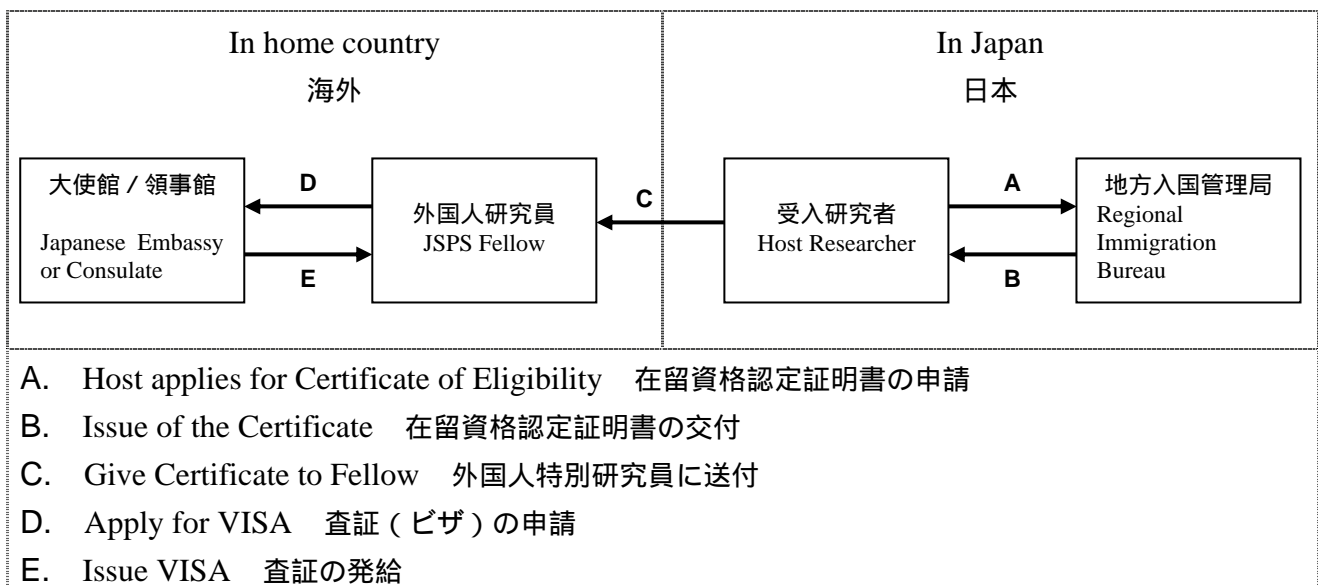


**Certificate of Eligibility**  
在留資格認定証明書

If you submit a Certificate of Eligibility when applying for your visa, the Embassy or Consulate will be able to process your visa in a shorter period of time. This is because it certifies in advance that an investigation has been made which shows you meet the criteria for the subject visa status and for landing permission. However, the Certificate does not necessarily mean that you will automatically be issued a visa.

研究員が在留資格認定証明書を用いて現地の日本大使館または領事館に査証（ビザ）発給の申請を行った場合は、在留資格の該当性及び上陸許可基準の適合性に係る審査が既に終了しているとみなされ、短期間のうちに査証が発給されます。ただし、在留資格認定証明書は、査証の自動的な発給を保証するものではありません。



在留資格認定証明書の交付申請に必要な書類については、受入研究者が用意した上、地方入国管理局に提出してください。必要な書類は概ね以下のとおりですが、様式その他の詳細については最寄りの入国管理局にご確認ください。在留資格証明書の交付までには1～3か月かかります。査証の申請前に証明書の交付が受けられるよう、余裕をもって手続きしてください。なお、手数料はかかりません。

在留資格認定証明書交付申請書 「在日身元保証人」は一般的に受入研究者となります。

外国人特別研究員の写真（3 cm × 4 cm）2枚

振興会が発行した英文採用通知（写）

振興会が発行した経費負担証明書

採用時に振興会に提出した申請書の様式2「候補者調書」（写）または研究員の履歴書

日本学術振興会法（抄）

本手引